

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 1 0 号

、 恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 14 条 （略） （食事の提供の特例） 第 15 条 （略） （1） （略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の <u>栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略） 2 （略） 第 16 条～第 41 条 （略）	第 1 条～第 14 条 （略） （食事の提供の特例） 第 15 条 （略） （1） （略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略） 2 （略） 第 16 条～第 41 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

